

東近江行政組合消防職員被服等貸与規則

平成12年10月11日
東近江行政組合規則第9号

改正 平成14年8月9日 規則第12号
平成17年2月9日 規則第4号

東近江行政組合消防職員被服貸与規則（昭和47年中部地域消防組合規則第3号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 東近江行政組合消防職員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与品の品目等)

第2条 貸与品の品目、数量及び期間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防長は特にやむを得ない事情があると認めるときは、別表に定める期間を伸縮することができる。

3 別表に掲げるほか、消防作業上特に必要を生じた貸与品については、別に定めることができる。

(保管の義務)

第3条 貸与品の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 貸与品の補修、洗濯等保管に必要な経費は、被貸与者の負担とする。

(再貸与)

第4条 再貸与者は、貸与品を期間内において亡失し、又はき損して使用することができなくなったときは、再貸与申請書（様式）により直ちに所属長より消防長に届け出なければならない。

2 消防長は、前項の届出を受けた場合において必要があると認めるときは、代品を再貸与することができる。ただし、亡失又はき損が故意又は怠慢による場合には、実費を賠償させることができる。

(返納)

第5条 職員が退職等により職を離れたときは、速やかに貸与品を返納しなければな

らない。ただし、貸与期間が満了している場合、その他特別な事情のある場合はこの限りでない。

(その他必要な事項)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は消防長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年8月9日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年2月9日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

品名	数量	期間
冬服	1着	き損時
冬帽	1個	き損時
盛夏服(半袖)	1着	3年に2回
盛夏帽	1個	き損時
活動服	1着	3年に2回
救急服(冬服又は夏服)	1着	3年に2回
救助服	1着	3年に2回
アポロキャップ	1個	き損時
ゴム長靴	1足	き損時
保安帽	1個	き損時
安全靴	1足	き損時
防火衣	1式	き損時
消防手帳	1冊	永年
き章	1個	永年
階級章	2個	永年

(平17規4・一部改正)

様式

再貸与申請書

決 裁	消防長 次長 課長 補佐 係長 係 合議			
平成 年 月 日				
消防長 様				
所属長				
下記の理由により、再貸与申請します。				
氏 名	品 名	数 量	サ イ ズ	再 貸 与 理 由